

令和3年度 有田町当初予算編成方針

第1 町の財政状況

1. 令和2年度の財政状況

- 歳入面では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、減収を見込んでいる。
- 歳出面では、幾つかの大型事業が継続している中、新型コロナウイルス感染症対策も加わり増大が見込まれるため、一層慎重な財政運営を行っていく必要がある。

2. 令和3年度の財政見通し

- 町税収入は、感染症影響の長期化により消費活動の自粛や個人所得の減少が生じるため、令和2年度を下回ると見込んでいる。これに伴い、臨時財政対策債は増額となる見通しである。
- 令和2年度の臨時的財源（財政調整基金の取崩しやコロナ関連臨時交付金など）は特例的な対応であるため、これを除くと、歳入全体では大幅な減額となる見通しである。
- 歳出面では扶助費、補助費等や施設修繕費などが増額となる見込みである。
- 歳入の減および歳出の増により、令和3年度については、現時点で約11億円の財源不足が見込まれている。今後の感染状況などによっては、さらなる税収減や追加の財政需要が生じる可能性があり、町財政は危機的状況と言える。
- 現状、ある程度行政のスリム化が進んでいるが、改めて補助金の削減や町有財産の売却といった量的削減に取り組む余地がないか検討し、歳出削減・歳入確保に努めなければならない。
- 量的削減のみならず、令和3年度予算について根本的な施策・事業見直しを徹底するのは勿論のこと、令和2年度の予算執行についても、事業中止を含めて節減・抑制を行い、財源確保の取組みを強力に推進していく必要がある。

第2 予算編成方針

- 新型コロナウイルス感染症については、感染症の拡大等先行きが不透明であり、確実な見通しを立てることは困難だが、引き続き、医療機関や町民・町内事業者を支える施策を、的確かつ適時に、スピード感を持って実施する必要がある。
- 「第2次有田町総合計画」および「第2期有田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた施策については、新型コロナウイルス感染症に係る体制整備のため例外なく見直しを行ったうえで、「新たな日常」の考え方を踏まえた施策展開をしていく必要がある。

○厳しい財政状況にあっても必要な施策を着実に推進し、町民が安心・安全に暮らす日常を取り戻すため、各所属長は次に示す7つの視点に立ち、予算を要求すること。

※予算要求後に、社会経済情勢が変化したことなどにより新たな対応が必要となった場合については、適宜、予算編成過程で調整を行う。

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

○町民の生命・雇用・事業と生活を支えるとともに「新たな日常」の実現に向け、感染症拡大防止対策や経済対策に必要な事業を、精査のうえで要求すること。

※新型コロナウイルス感染症対策にかかる事業については、現時点で予見可能な範囲での予算編成となるため、翌年度の感染拡大状況などにより補正予算措置が必要となった場合は、適宜対応する。

2. 事業の見直し・検証

○令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、医療機関や町民・町内事業者への支援などを行うことが予想される。新たな財政需要が発生したときのための余力を確保するため、既存事業の廃止を含めた見直しについて、これまで以上に徹底して取り組むこと。

○行政デジタル化の流れや技術革新を踏まえ、住民サービスの向上・業務改革・働き方改革を推進する視点から、事務の自動化（RPA）・電子化や効率化、簡素化を積極的に検討すること。

○新型コロナウイルス感染症への対応および町民生活に直結する事業以外の施策・事業については、国外への視察・職員の派遣は原則中止・延期とすること。同時に、不急の建設事業や町主催の催事などは、事業の規模や実施方法を鑑みて、適宜見直しを行うこと。また、中止・延期をしなかった事業についても、「業務プロセス・技法は適切か」といった観点から、業務効率化の見直しを図ること。

※予算計上を先送りした事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況が終息に向かうなど、事業実施の環境が整ったときに補正予算措置等を講じるものとする。

○特別会計・企業会計への繰出金は、町の財政運営や財政健全化判断比率に大きく影響することを念頭に、独立採算性の確保と健全経営に努め、一般会計同様に事務事業の見直しを行うこと。

3. 客観的指標による政策立案

○効果的な事業実施のため、原則として、検証可能な成果目標を設定し、事務事業の総点検を行うこと。この結果をもとに事業の成果を検証し、より効果的な施策・事業構築に努めること。

○新規事業を計画する際は既存事業の廃止・見直しも併せて検討し、原則、現在の配置人員で無理なく実施できるような計画を立案すること。安易な会計年度任用職員の雇用要求は控えること。

4. 財源の重点的配分

- 各所属長は、町の厳しい財政状況と社会経済情勢を鑑み、町が直面する様々な行政需要に的確に対応するため、本当に必要な施策・事業を見定め、重点的に財源を配分するよう予算を要求すること。

5. 国・県の動向の把握

- 国の予算編成や地方財政対策、県の取り組みなどは積極的に把握し、予算編成に的確に反映させること。
※特に新型コロナウイルス感染症対策については、国・県の動向が不透明な部分があるため、積極的に情報を収集し、町の負担が過度に大きくなならないよう努めること。

6. 歳入の確保

- 民間資金・寄附金の確保や町有施設の有効活用などについては、積極的に取り組むこと。
- 国庫補助事業については従来以上に情報収集を行い、極力国庫補助を活用できるように努めること。特に新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金・補助金は積極的に活用すること。
- 旧合併特例事業債（合特）については、現時点で合特を活用している事業の完了までに要する経費を考慮した場合、残っている活用可能枠はほぼなくなっている。地方債の活用を希望する事業については、その必要性を勘案したうえで、11月中旬までに財政課起債担当者と協議を行うこと。

7. 施設等の計画的整備

- 公共施設等総合管理計画および個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と施設の最適配置を実現するため、更新や長寿命化などは計画的に行うこと。同時に、施設の統廃合による総量縮減や民間活力の導入など、さまざまな手法を積極的に検討すること。

第3 予算見積りの基準

- 原則的に上記の方針に従って見積りを行うこと。細部については、別途通知する「令和3年度予算編成基準」を参照すること。
- 特別会計・企業会計の予算見積りに当たっては一般会計に準じること。一般会計からの繰出金の増加は町の財政運営にも大きく影響するため、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善・合理化の徹底に努めること。